

健康サポート薬局研修「修了証」の発行を受けた皆様へ ～日本薬剤師研修センターから発行を受けた「修了証」の更新手続きについて～

公益社団法人茨城県薬剤師会

健康サポート薬局の研修修了証は、発行から6年間で有効期間とされています。

当該修了証に記載されている有効期限前に開催される「研修会A」を再履修し、日本薬剤師研修センターへ必要な手続きを行うことで、有効期限が6年間延長された修了証の発行（以下 更新）を受けることができます。本会では、毎年度1回（秋～冬頃）に研修会Aを開催していますが、各自の修了証の有効期限は様々ですので、余裕をもって準備と手続きを進めてください。

(1) 更新要件

以下ア、イの両方を満たす必要があること。

- ア 研修修了証の有効期限の2年前以降に、薬局が所在する都道府県の薬剤師会が開催する「研修会A」を受講し、「受講証明書」の発行を受けること。
- イ 研修修了証の有効期限の2カ月前までに、日本薬剤師研修センターへ更新申請を行うこと。

(2) 更新手続きに必要なもの

以下のア～エを準備し、日本薬剤師研修センターへ更新手続きを行ってください。

- ア 「健康サポート薬局研修修了証交付申請書（期間延長（更新申請）用）」（様式1(C)）
- イ 更新要件に沿って再受講した研修会Aの受講証明書
- ウ 更新対象となる健康サポート薬局研修修了証（写し）
- エ 研修修了証交付手数料（税込3,300円）振込明細（写し）

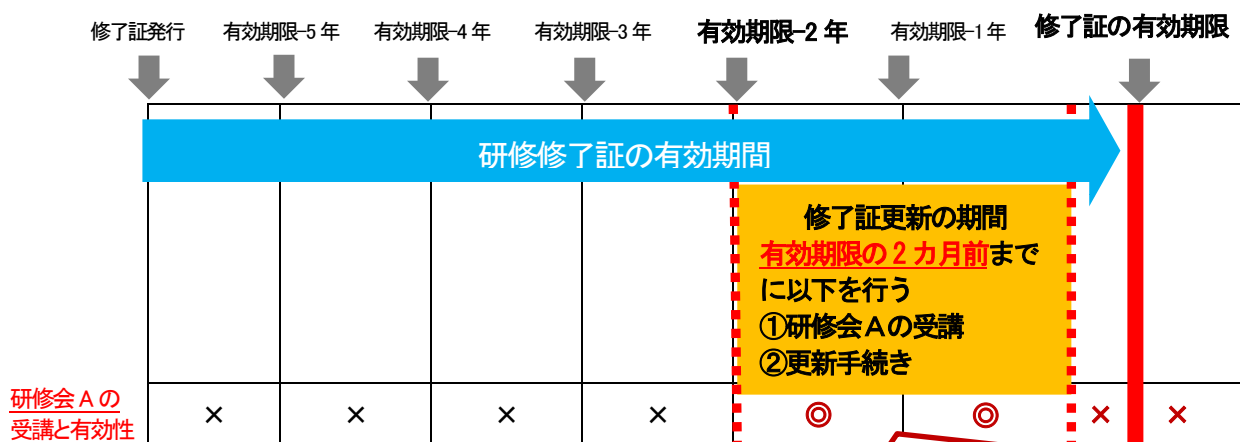
(3) 更新手続き

申請方法・申請様式等について、日本薬剤師研修センターWEBページをご確認ください。

日本薬剤師研修センター>各種認定制度等>健康サポート薬局研修修了証

>健康サポート薬局修了証交付の交付申請について>「健康サポート薬局研修修了証交付申請要領 III. 期間延長した研修修了証の交付を申請する場合（更新申請）」

http://www.jpec.or.jp/nintei/kenkosupport/grant_application.html



上記 ◎ のいずれかの研修会Aを受講すること
※修了証の有効期限の2年前以降～2カ月前までの期間に受講が必要

なお、本件について、日本薬剤師研修センターへの更新手続きは必要ですが、保健所への別途の届出は必要ありません。